

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、教育的な愛情をもって子どもに接します。
- 2 私たちは、児童の学びを保障します。
- 3 私たちは、連携・協働し組織的に職務を遂行します。
- 4 私たちは、法令を遵守し、不祥事を起こしません。

不祥事根絶のための行動計画

廿日市市立 地御前小学校
作成責任者 校長 小野 学

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の 規範意識の確立	○研修を通して学び、教職員としての自覚と使命感をもち、自ら高まる必要がある。	○服務研修の方法や内容等を見直し、ロールプレイングを行うなど体験的な研修を実施して研修効果が実感できるようにする。 ○職員室の机上整理、各教室の整頓等身の回りの整理整頓の意識をもたせる。	○チェックリストを用いて本校の課題を把握し、服務研修の内容や、方法について各分掌部会で計画し、実行する。 ○常時「教職員の行動基準」を携帯し、意識して行動する。 ○随時点検をして、注意を喚起する。	○学期に1回、服務研修についての振り返りを行う。 ○週に1回、机上や身の回りの整理整頓を行う。
学校組織としての 不祥事防止体制の確立	○教職員個人の自覚や技量に依存することがあるので、組織で対応していく必要がある。	○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し、組織で協働し校務を進めることができるようにする。 ○校内で気になることや、おかしいと思うことを率直に出し合える雰囲気醸成する。	○学年会や各分掌部会で互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の者に負担がかからないよう集団でサポートする体制をつくる。 ○生徒指導上の問題については、生徒指導主事を中心に組織的に業務に当たり、記録を残していく。 ○児童の状況について、定期的に全職員で状況共有する。	○月1回の不祥事防止委員会で幅広い情報交換を行い、状況を把握する。 ○日常的に非常勤職員と交流を行い、情報共有を進める。
相談体制の充実	○「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知のみでなく、相談後関係機関との連携等体制の充実を図る必要がある。	○「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくとともに、つなげた後の関係機関との連携をさらに充実させる。 ○担当者だけでなく、誰でも相談できるような環境を整える。	○学校だよりで保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。 ○学期ごとにいじめ、体罰、セクハラの項目を含めた児童・保護者対象のアンケートを実施し、現状把握に努める。 ○普段から児童の様子について情報共有し、だれでも相談を受けられる体制をつくる。	○学期末懇談会における保護者からの聴取記録を作成する。 ○アンケート集計結果に基づき、不祥事防止委員会で取組状況を把握し、対応を検討する。